

●基本認識

温暖化の現状と見通しに関するしっかりした認識を示す。

ほかにもさまざまな環境問題があるが、現在の「環境をめぐる世界の覇権争い」では、温暖化が主戦場である。

●ビジョン

基本認識のうえに、日本のビジョンと長期的な目標を「2050年に70%削減」というように、数値として出す。先日の英国政府の「6割削減法案」のほうに、わかりやすくインパクトのある数値にしないと見向きされない。「2050年に70%削減」は、脱温暖化2050プロジェクトで実行可能性が出されており、十分な根拠を持った数字として出すことができる。

●環境技術

法律をはじめとする制度で推している英国をはじめとする欧州、アル・ゴア氏など一般への啓発で顕著な米国に対して、日本はやはり環境技術を前面に出してアピールすることが世界へのインパクトを生み出すと思われる。各業界はもちろん、民生、運輸などの各分野で、トップランナーといえる先端技術や古くても効果の大きな技術をショーケースのように示していけるだろう。特に排出量の伸びている民生分野では、さまざまな技術があり、技術を推進するためのしくみ（トップランナー方式など）もあることは世界のモデルとなる。運輸でも、各社が自社のCO₂を削減するためにモーダルシフトを推進している中、受け皿として、たとえばハイウェイトレインなどの新しい考え方や技術が必要となろう。

●情報発信

今回の戦略は、世界へのアピールであるとともに、国内を動かしていく力とならなくてはならない。「いかにわかりやすく伝えるか」は非常に重要であり、さらに「いかに人々を巻き込んでいくか」をも設計に含めた形で、戦略づくりを進めていく必要がある。

(以上)

大久保規子

日本が環境の分野で国際的なリーダーシップを発揮するためには、各分野ごとの施策を推進するとともに、あらゆる施策に適切な環境配慮を組み込むための実効的な仕組みを自ら確立し、また、とくにアジアの国々において同様の仕組みの形成を支援する必要がある。このような観点から、分野横断的な施策として、少なくとも次の2点を21世紀環境立国戦略に盛り込むべきであると考えられる。

1 SEAの推進

環境に関わるあらゆる施策に適切な環境配慮を組み込むための手法として、グローバル・スタンダードとなりつつあるのが、戦略的環境アセスメント（SEA）である。日本においても、SEAの推進は第三次環境基本計画に位置づけられており、現在、ガイドラインの策定に向けた作業が進められているところである。SEAの段階的な法制化も含め、よりいっそうの推進がなされるべきである。

また、環境分野におけるいわゆるPDCAの実効性を確保するためには、例えば、現在、主として3つの観点（必要性、効率性、有効性）から行われている政策評価の中に環境配慮の視点を加えるなど、さまざまな行政システムとの組み合わせを図ることが重要であろう。

2 あらゆる主体の参画・協働の推進—オーフス条約の普及—

あらゆる主体の参画・協働を実現するためには、環境教育の推進と民主的な意思決定システムの確立が不可欠の要素である。環境教育に関しては、日本の提案により「国連持続可能な開発のための教育の10年」が推進されており、その着実な実施に向け、引き続き先駆的な役割を果たすべきである。

他方、民主的な意思決定システムに関するグローバル・スタンダードとなりつつあるのが、「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」（オーフス条約：2001年10月発効）に定められた3つの基準（①環境情報アクセス権、②政策決定参加権、③司法アクセス権の保障）である。この条約はリオ宣言第10原則を具体化したものであり、従来、EUを中心にその普及が図られてきた。しかし、この数年、アジアの国々においても同条約に関する関心が急速に高まっており、日本の第三次環境基本計画でも言及がなされている。とくにアジア地域におけるオーフス条約の普及のため、日本は、国際的なリーダーシップを発揮すべきである。

(1) 戦略の基本理念、視点等

・温暖化問題やその他の地球環境問題の解決に向けて（サミットなどの場で）日本がイニシアチブを発揮するためには、数日前 EU 諸国が「CO2 排出を 2020 年までに少なくとも 1990 年比で 20%削減する」、昨日英首相が「2050 年までに 60%削減する」と発表したものに匹敵するような案や戦略を持たねばならない。21 世紀環境立国戦略とはそのようなものを挙げて構築する戦略であり、産業界を含む日本のあらゆるセクターにその覚悟を促すものであるはずだが、それは容易なことではない。

・そこで少なくとも日本の理念を展開すべきであるが、その基本（全体を貫く理念）は地球上に持続可能な循環型社会を構築すべきことをアジアの立場から主張することだろう。すなわち、日本学術会議対外報告「真の循環型社会を求めて（平成 15 年）」によれば、それは「人類と地球環境系の（持続可能な方向への）共進化」を実現することであり、地球史と人類史を俯瞰する中で現代文明の特質（科学技術の発達・地下資源の利用による近代化・工業化は本質的に地球環境の進化の方向に逆行していると見ることができる）を吟味することによりそのような結論が導かれている。この報告の内容は、第 3 次環境基本計画が掲げる今後の環境政策の展開の方向（環境・経済・社会の統合的な向上、環境保全の観点からの持続可能な国土・自然の形成等）や重点分野政策と一致するところが多く、当然脱温暖化・循環型・自然共生を統合的に論じており、アジアからの発想にも言及している。

・具体的には省エネルギーを重視し、自然エネルギー・バイオエネルギーの導入を促進する循環型社会（基本的に低炭素社会）であって、資源生産性や環境効率性を重視する点においても第 3 次環境基本計画と大筋で変わらない。しかも、人口増加・人間活動の拡大・資源の消費等が地球環境の劣化を生み出したのでそれを修正するため持続可能な社会の構築が必要との論（現実に起こっている事象に基づく説明）を一步進めて、科学技術の発達と地下資源の消費をベースとして人類に物質的豊かさをもたらした現代文明の特質を考察することによって真の循環型社会形成の必要性を説いている。このような分析は世界的にもあまりなされておらず、国の内外を問わず地球環境問題の深刻さに疎い（危機意識の欠けている）人々への説明としても有効であると思われる。したがって、日本が主張する理念として SCJ（日本学術会議）レポートに基づく上述の理念を検討されよう提案する（注）。注：上述の対外報告の主張を補強し、理解を深めるものとして、「農林水産業の技術者倫理（農山漁村文化協会、2006）」第 9 章（特に 3 節）および日本学術会議対外報告「循環型社会形成への課題（平成 17 年）」第 3 章（特に 4 節）を参照されたい。

(2) 具体的な施策

・上述の理念の当然の帰結として、「カーボン・ニュートラルな光合成生産物の活用」が挙げられる。すなわち、例えば第 3 次環境基本計画が挙げた重点分野施策プログラム・事象別の分野①～⑥に加えて、⑦持続可能な生産による農・林・水産物の活用の推進 を挙げて欲しい。その場合、④環境保全上健全な水循環の確保 や⑥生物多様性の保全 を考慮することは言うまでもない。すなわち、環境保全型農業・畜産業や持続可能な林業・林産物を推進することは当然である。以下、具体的な課題を述べる。

・まず、地球温暖化対策として特に重要な「資源やエネルギーとしての各種バイオマスの

利用」を拡大していく必要がある。その場合、LCA やフードマイル、ウッドマイル（すなわち輸送エネルギー削減）の観点から国産あるいは地産地消のバイオマスの利用が重要である。また、先の「真の循環型社会を求めて」にもあるように、農産物貿易は一方向の移動が主体であるため、バイオマス循環をゆがめ（窒素・リン等の国内での蓄積）、バーチャルウォーターの消費にもつながる。したがって、この点からも国産バイオマスの利用の推進が重要である（注）。注：この点に関して日本学術会議報告「人口減少時代の“豊かな”社会（平成17年）」を参照されたい。この報告でも“新たな豊かさ”が統合的に議論されており、環境立国戦略関連資料の一つになりうる。

・木材・木質バイオマスの有効利用はその量が大きいため特に重要であるが、地球温暖化対策としてはさらに直接的な「森林吸収源対策」の推進の重要性は誰もが認めるところだろう。日本の森林が今なぜCO₂を吸収しているのかと言えば、日本の森林は全体として未だ成長の途上にあるからである。言い換えれば、江戸時代以来日本の森林は里山を中心に衰退しており、戦後の過剰伐採もあって40年前の日本の森林は幼齢林が大部分であった（人口の少なかった江戸期や明治期は森林が豊かだったと誤解している人が多いが、日本人はかつて里山を中心に森林を破壊していたのである）。したがって、今後も数十年は日本の森林はCO₂吸収を見込めるのであるがその効果は現在のほうが大きく、地球温暖化対策としては速効的な対策としての意味を持っており（その意味で今後はCDMも重要）、京都議定書の削減約束を達成する「森林吸収源対策」の早急な実行をさらに強力に推進して欲しい。

・しかし、第一約束期間における森林吸収量計算では伐採はマイナスカウントであり、伐採した木材による市中での炭素ストックの増加は無視されている。京都議定書の改定に向けての交渉ではこの点が課題であるが、それは森林セクターだけでは対応できない。関係機関の協力を是非謳って欲しい。

・森林セクターでは上述の施策や多面的機能の発揮を目指した森林の整備・保全のいっそうの推進に向けて「美しい森林づくり推進国民運動」を企画中と聞く。21世紀環境立国戦略はこのような府・省・庁の関連施策と一体で推進していく必要があるだろう。

・地球温暖化対策では農業・水産業での省エネルギー対策も重要である。これらを含めた環境保全面や生物多様性保全の観点から環境保全型農業・畜産業や持続可能な林業・林産業・水産物を推進することが不可欠である。後者では違法伐採対策や、“持続可能な生産のためのトレーサビリティ”を含む森林認証制度・水産物認証制度の推進も重要である。ISO14000シリーズの推進などとともに推奨されるべきである。

・そのほか、グローバル市場経済の環境による制限、消費者に対する働きかけ等の視点も重要であろう。

今回の意見提出において日本学術会議の報告を重視したのは、小生がそれらの報告に関わったためだけではない。内閣府に所属する日本学術会議は、とりわけ本件のような長期的、科学的かつ総合的な戦略を構築する場合においては、各省庁とともに積極的に関わらねばと個人的に強く思うからである。日本学術会議は各省庁に対して独立であるが、このような場合に影響力を発揮させるべきわが国の（シンクタンク機能を持つ）政府機関の一つであろう。